

令和7年から令和8年までの冬季の大雪による 被害を受けた果樹生産者の皆様へ

－被害果樹の植替えや、植替え後の未収益期間に要する経費を支援します－

令和7年から令和8年までの冬季の大雪により、果樹産地において枝折れ等の被害が発生したことを受けて、**被害果樹の植替え（改植）**や、植替え後の**未収益期間における幼木管理の取組の経費を支援**します。

具体的な支援の内容

改植を行う園地の取組支援

1 改植に要する経費への支援

(1) 慣行樹形（主なもの）

17万円/10a りんご、ぶどう、おうとう、なし、もも等
23万円/10a みかん等のかんきつ類

(2) 省力樹形（主なもの）

73万円/10a りんごの超高密植（トールスピンドル）栽培
53万円/10a りんごの高密植低樹高（新わい化）栽培
100万円/10a ぶどう、なし、もも等の根域制限栽培
33万円/10a なし、もも等のジョイント栽培

2 未収益期間に要する経費への支援

改植後の幼木の管理に必要な肥料代・農薬代に対し、**22万円/10a**（5.5万円/10a×4年分）を一括交付します。

【自然災害時の特例】

- ① 同一品種への改植も支援対象です。
- ② 被災樹体ごと（1本単位）の改植が可能です（被災樹体を含めた改植の総面積が生産者ごとに概ね2a以上であれば支援対象）。
- ③ 漸進更新（被災樹体を活用しながら園地を更新する取組）が可能です。（りんごの場合、15万円/10a）

※令和9年度以降に改植を行う場合も上記の特例が適用されます。

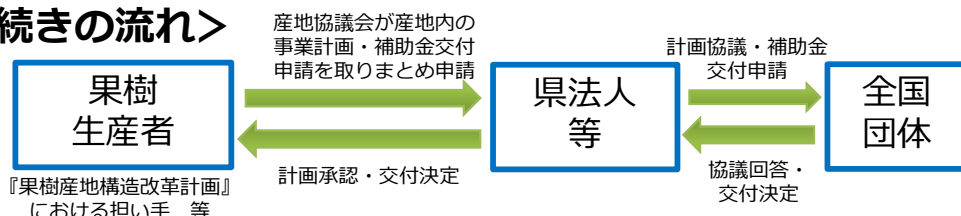
<事業の活用イメージ（定額補助の合計）>

栽培方法・品目	慣行樹形	省力樹形	
	りんご、ぶどう、おうとう等	りんごの超高密植栽培	なし等のジョイント栽培
改植支援	17万円/10a	73万円/10a	33万円/10a
未収益支援	22万円/10a（品目共通）		
合計	39万円/10a	95万円/10a	55万円/10a

省力樹形の例
超高密植栽培(りんご)



<手続きの流れ>



【お問合せ先】

農林水産省
農産局果樹・茶グループ
☎ 03-3502-5957

御不明な点があれば、お近くのJAや市町村等の果樹担当または農林水産省までお問い合わせください。